

①「浪江都市計画道路の { 決 定
変 更 } について」の意見書の要旨

縦覧期間：令和8年4月1日～令和8年4月15日

受付年月日	意見書提出者住所氏名	意見書の主な内容	意見書に対する考え方
令和8年4月6日	住所：浪江町■■■■■ ■■■■■■■■■■ 氏名：■■■■■■■■■	<p>変更案には将来の交通量推計資料、道路線形決定資料、交通量分布図など図面の情報がないため理解ができない。</p> <p>資料の作成者や協議は誰が実施したかなど責任が不明確であるため、これらを改善の上、再度縦覧をお願いしたい。</p>	<p>本案件は原子力災害からの復興の拠点となる市街地形成施設を緊急に整備する内容です。ご指摘の資料は交通需要のみで計画の適正性を判断するものではないこと、関係機関との調整がすでに整っていることなどから、都市計画決定の実施主体である本町の責任において、図や数値を用いない表現で内容を整理したものであります。</p> <p>本町としては変更案は適正であり、図書の修正及び再縦覧は不要と考えております。なお、今後も引き続き県と法定協議を重ねつつ、助言をいただきながら適正に手続きを進めてまいります。</p>